

改正	昭和四一年	一月 七日	条例第三号	昭和四五年一〇月一五日	条例第四五号	
	昭和四六年	七月二一日	条例第四四号	昭和四八年	七月 五日	条例第三五号
	昭和五〇年	三月一七日	条例第一五号	昭和五〇年一一月 一日	条例第四九号	
	昭和五一年	三月二六日	条例第一六号	昭和五一年一二月二五日	条例第四八号	
	昭和五八年	三月一六日	条例第一三号	昭和五九年一〇月一八日	条例第二八号	
	昭和六二年	三月一〇日	条例第七号	昭和六三年一〇月一八日	条例第三八号	
	平成 二年	三月二七日	条例第一四号	平成 三年	三月 七日	条例第二〇号
	平成 四年	三月二六日	条例第三八号	平成 五年	二月一八日	条例第一一号
	平成 五年	七月一六日	条例第二七号	平成 六年	三月二九日	条例第一一号
	平成 七年	三月一〇日	条例第二三号	平成 八年	三月二五日	条例第九号
	平成 九年	七月一五日	条例第一九号	平成一一年	三月一二日	条例第一八号
	平成一二年	三月二四日	条例第二七号	平成一四年	三月二六日	条例第二三号
	平成一五年	三月 七日	条例第三三号	平成一六年	三月二三日	条例第三三号
	平成一六年一二月一〇日	条例第六六号		平成一七年一〇月二五日	条例第九六号	
	平成一九年	三月一六日	条例第二二号	平成二一年	三月 六日	条例第二七号
	平成二二年	三月二六日	条例第一九号	平成二三年	七月一五日	条例第三二号
	平成二四年	七月一三日	条例第六〇号	平成二五年一二月二六日	条例第六四号	
	平成二八年	三月二五日	条例第二八号	平成二八年一二月二七日	条例第六二号	
	平成三〇年	三月二三日	条例第五号	平成三〇年一二月二八日	条例第六一号	
	平成三〇年一二月二八日	条例第六三号		平成三一年	三月一五日	条例第一二号

千葉県立都市公園条例

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 都市公園の設置及び管理（第三条—第十四条の十二）

第三章 罰則（第十四条の十三—第十六条）

第四章 雑則（第十七条）

附則

第一章 総則

追加〔平成一七年条例九六号〕

（目的）

第一条 この条例は、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）の規定に基づき、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔昭和五一年条例四八号・平成二四年六〇号〕

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 都市公園 法第二条第一項に規定する都市公園をいう。

二 公園施設 法第二条第二項に規定する公園施設をいう。

第二章 都市公園の設置及び管理

追加〔平成二四年条例六〇号〕

（都市公園の設置基準）

第三条 法第三条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 主として県民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園を設置する場合には、都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分

発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

- 二 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。

全部改正〔平成二四年条例六〇号〕

(公園施設の設置基準)

第三条の二 法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の二とする。

- 2 県の設置に係る都市公園についての都市公園法施行令(昭和三十一年政令第二百九十号。以下「政令」という。)第六条第一項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 県の設置に係る都市公園についての政令第六条第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として第一項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 県の設置に係る都市公園についての政令第六条第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前各項又は第六項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 県の設置に係る都市公園についての政令第六条第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前各項又は次項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 県の設置に係る都市公園についての政令第六条第六項に規定する場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、政令第六条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として第一項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

追加〔平成二四年条例六〇号〕、一部改正〔平成三〇年条例五号〕

第三条の三 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

追加〔平成三〇年条例五号〕

(行為の制限)

第四条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 一 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- 二 業として写真又は映画を撮影すること。
- 三 興行を行なうこと。
- 四 競技会、展示会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行なう場所又は公園施設、行為の内容その他知事の指示する事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 第一項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を知事に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 知事は、第一項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないと認める場合に限り、第一項又は第三項の許可を与えることができる。
- 5 知事は、第一項又は第三項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。

(許可の特例)

第五条 法第六条第一項又は第三項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第一項又は第三項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第六条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項又は第四条第一項若しくは第三項の許可に係るものについては、この限りでない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 土地の形質を変更すること。
- 四 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- 六 知事が指定した立入禁止区域に立ち入ること。
- 七 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- 八 知事が指定した場所以外の場所で花火、たき火等火気を使用すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の公衆の利用を妨げる行為をすること。

一部改正〔平成八年条例九号・一六年六六号〕

(利用の禁止又は制限)

第七条 知事は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)

第八条 法第五条第一項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
 - イ 設置の目的
 - ロ 設置の期間
 - ハ 設置の場所
 - ニ 公園施設の種類及び構造
 - ホ 公園施設の管理の方法
 - ヘ 工事实施の方法
 - ト 工事の着手及び完了の時期
 - チ 都市公園の原状回復の方法
 - リ その他知事の定める事項
 - 二 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
 - イ 管理しようとする公園施設
 - ロ 管理の目的
 - ハ 管理の期間
 - ニ 管理の方法
 - ホ その他知事の定める事項
 - 三 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項
 - イ 変更事項
 - ロ 変更理由
 - ハ その他知事の定める事項
- 2 法第六条第二項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の管理の方法
 - 二 工作物等の設置工事の計画
 - 三 都市公園の原状回復の方法
 - 四 前各号に掲げるもののほか、知事の定める事項

一部改正〔平成一六年条例六六号〕

(軽易な変更事項)

第九条 法第六条第三項ただし書の条例で定める軽易な変更事項は、都市公園の保全又は公衆の都市公園利用に影響のない軽微な改装で知事が定めるものとする。

(使用料又は占用料)

第十条 法第五条第一項、法第六条第一項若しくは第三項若しくは第四条第一項若しくは第三項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、使用料又は占用料を納付しなければならない。

一部改正〔平成一六年条例六六号〕

(監督処分)

第十一条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、第四条第一項又は第三項の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
 - 二 第四条第一項又は第三項の規定による許可に附した条件に違反している者
 - 三 偽りその他不正な手段により第四条第一項又は第三項の規定による許可を受けた者
- 2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第四条第一項又は第三項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - 三 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 県は、前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し通常生ずべき損失を補償するものとする。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第十一条の二 法第二十七条第五項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- 三 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前各号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

追加〔平成一六年条例六六号〕

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第十一条の三 法第二十七条第五項の規定による公示は、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、規則で定める場所に掲示すること。
 - 二 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の公示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を千葉県報に掲載すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

追加〔平成一六年条例六六号〕

(工作物等の価額の評価の方法)

第十一条の四 法第二十七条第六項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

追加〔平成一六年条例六六号〕

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第十一条の五 法第二十七条第六項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

2 前項に規定する工作物等の売却の手続については、規則で定める。

追加〔平成一六年条例六六号〕

(工作物等を返還する場合の手続)

第十一条の六 知事は、保管した工作物等（法第二十七条第六項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

追加〔平成一六年条例六六号〕

(届出)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、知事の定めるところにより、届け出なければならない。

- 一 法第五条第一項又は法第六条第一項若しくは第三項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- 二 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用をやめたとき。
- 三 第一号に掲げる者が、法第十条第一項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- 四 法第二十七条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- 五 第十一条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

一部改正〔平成一六年条例六六号〕

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第十三条 第四条から前条までの規定は、法第三十三条第四項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

一部改正〔昭和五一年条例四八号・平成一六年六六号〕

(指定管理者による管理)

第十四条 知事は、都市公園の設置の目的を効果的に達成するため、次の各号に掲げる都市公園（法第五条第一項の規定による許可を受けた者が設置し、又は管理する公園施設を除く。）の管理を、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 千葉県立富津公園
- 二 千葉県立蓮沼海浜公園（雨水貯留施設を除く。）
- 三 千葉県立行田公園
- 四 千葉県立印旛沼公園
- 五 千葉県立館山運動公園
- 六 千葉県立青葉の森公園
- 七 千葉県立幕張海浜公園（千葉市美浜区美浜及び豊砂の区域を除く。）
- 八 千葉県立柏の葉公園
- 九 千葉県立北総花の丘公園
- 十 千葉県立長生の森公園
- 十一 千葉県立手賀沼自然ふれあい緑道
- 十二 千葉県立八千代広域公園

全部改正〔平成一七年条例九六号〕、一部改正〔平成二二年条例一九号・二三年三二号・三一年一二号〕

(業務の範囲)

第十四条の二 指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 公園施設の維持管理に関する業務
- 二 公園施設の運営に関する業務
- 三 その他都市公園の設置の目的を達成するため知事が必要と認める業務

追加〔平成一七年条例九六号〕

(利用の承認)

第十四条の三 公園施設のうち規則で定める施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、公園施設の管理上必要な条件を付することができる。

追加〔平成一七年条例九六号〕

(利用の不承認)

第十四条の四 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項に規定する施設の利用を承認しないことができる。

- 一 その利用が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 その利用が、都市公園の設置の目的に反すると認められるとき。
- 三 その他都市公園の管理上支障があると認められるとき。

追加〔平成一七年条例九六号〕

(利用の承認の取消し等)

第十四条の五 指定管理者は、第十四条の三第一項の規定による利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消し、又はその承認に係る利用を制限することができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 第十四条の三第二項の規定による利用の条件に違反したとき。
- 三 虚偽の申請その他不正の手段により利用の承認を受けた事実が明らかになったとき。
- 四 その他都市公園の管理上支障があると認められるとき。

追加〔平成一七年条例九六号〕

(管理の基準)

第十四条の六 指定管理者は、次の各号に掲げる管理の基準により、第十四条の二の業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- 二 公園施設の維持管理を適切に行うこと。

2 この条例に定めるもののほか、指定管理者が行う管理の基準については、規則で定める。

追加〔平成一七年条例九六号〕

(利用料金)

第十四条の七 公園施設を利用しようとする者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。
- 3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額とする。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

追加〔平成一七年条例九六号〕

(利用料金の支払の時期)

第十四条の八 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。

追加〔平成一七年条例九六号〕

(利用料金の免除)

第十四条の九 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

追加〔平成一七年条例九六号〕

(利用料金の返還)

第十四条の十 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例九六号〕

(知事による管理)

第十四条の十一 知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停

- 止を命じたときは、第十四条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に当該都市公園の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。
- 2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の承認が含まれるときに限る。）における第十四条の三から第十四条の五までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十四条の三第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。
 - 3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、当該都市公園の有料公園施設を利用しようとする者は、第十四条の七の規定にかかわらず、別表に掲げる額の範囲内において知事が定める使用料を納付しなければならない。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。
 - 4 前項本文の場合における第十四条の八から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十四条の八から前条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十四条の九中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例第五条第三項の規定の例」と、同表中「第十四条の七第三項」とあるのは「第十四条の十一第三項」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」とする。
 - 5 知事は、特に必要があると認めるときは、第三項本文の規定による使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。
 - 6 第三項本文の規定による使用料を納付すべき者が当該使用料を納付すべき期限までに納付しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
 - 7 県民の日を定める条例（昭和五十九年千葉県条例第三号）に規定する県民の日その他規則で定める場合において、都市公園の有料公園施設で規則で定めるものに係る使用料については、第三項本文の規定にかかわらず、これを徴収しない。
 - 8 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行つた後指定管理者が当該業務を行うこととなつた場合における第十四条の三第一項及び第十四条の七第一項の規定の適用については、第十四条の三第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十四条の七第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第十四条の十一第三項本文の規定による使用料を納付している場合は、この限りでない」とする。

追加〔平成二十一年条例二七号〕

（都市公園の区域の変更及び廃止）

第十四条の十二 都市公園の区域の変更又は廃止は、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要な事項を公告することにより行われるものとする。

追加〔昭和五十一年条例四八号〕、一部改正〔平成一七年条例九六号・二十一年二七号〕

第三章 罰則

追加〔平成一七年条例九六号〕

第十四条の十三 偽りその他不正の行為により第十四条の十一第三項本文の規定による使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。

追加〔平成二十一年条例二七号〕

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第四条第一項又は第三項（第十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第四条第一項各号に掲げる行為をした者
- 二 第六条（第十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第六条各号に掲げる行為をした者
- 三 第十一条第一項又は第二項（第十三条において準用する場合を含む。）の規定による知事の命令に違反した者
- 四 第十二条（第十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反して第十二条各号に掲げる

届出を怠った者

一部改正〔昭和四八年条例三五号・五一年四八号・平成七年二三号・二一年二七号〕

第十五条の二 法第五条の十一の規定により知事に代わつてその権限を行う者は、前条の規定の適用については、知事とみなす。

追加〔昭和五一年条例四八号〕、一部改正〔平成二一年条例二七号・三〇年五号〕

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の過料を科する。

一部改正〔昭和四八年条例三五号・五九年二八号〕

第四章 雑則

追加〔平成一七年条例九六号〕

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔昭和四八年条例三五号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十一年一月七日条例第三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十五年十月十五日条例第四十五号抄)

この条例は、公布の日から施行し、我孫子市の設置に係る改正規定は昭和四十五年七月一日から(中略)適用する。

附 則 (昭和四十六年七月二十一日条例第四十四号)

この条例は、昭和四十六年九月一日から施行する。

附 則 (昭和四十八年七月五日条例第三十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十年三月十七日条例第十五号)

この条例は、昭和五十年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五十年十一月一日条例第四十九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十一年三月二十六日条例第十六号)

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十一年十二月二十五日条例第四十八号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十二年二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十八年三月十六日条例第十三号)

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年十月十八日条例第二十八号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、昭和五十九年十一月一日から施行する。

附 則 (昭和六十二年三月十日条例第七号)

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十三年十月十八日条例第三十八号)

この条例は、昭和六十三年十一月一日から施行する。

附 則 (平成二年三月二十七日条例第十四号)

この条例は、平成二年四月一日から施行する。ただし、第十四条の表の改正規定中幕張海浜公園の日本庭園及び茶室に係る部分は同年六月十六日から、館山運動公園に係る部分は同月二十四日から施行する。

附 則 (平成三年三月七日条例第二十号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第十四条の表の改正規定中柏の葉公園の体育館に係る部分は、同年六月六日から施行する。

附 則（平成四年三月二十六日条例第三十八号）

この条例は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第十四条の表青葉の森公園の項の改正規定は、同年六月十六日から施行する。

附 則（平成五年二月十八日条例第十一号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第十四条の表柏の葉公園の項の改正規定は、同月二十日から施行する。

附 則（平成五年七月十六日条例第二十七号）

この条例は、平成五年十月十日から施行する。

附 則（平成六年三月二十九日条例第十一号）

この条例は、平成六年六月十六日から施行する。

附 則（平成七年三月十日条例第二十三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第十四条の表の改正規定は、同年六月十五日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成八年三月二十五日条例第九号）

この条例は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第十四条の表の改正規定は、同年七月二十日から施行する。

附 則（平成九年七月十五日条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年三月十二日条例第十八号）

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第二十七号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十四条の表に加える改正規定は、同月二十八日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十六日条例第二十三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十四年七月一日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十五年三月七日条例第三十三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十六年三月二十三日条例第三十三号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十四条の表の改正規定（柏の葉公園に係る部分に限る。）（中略）は、同年六月十五日から施行する。

（使用料及び手数料条例の一部改正）

2 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成十六年十二月十日条例第六十六号）

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第九号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十五日条例第九十六号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
（使用料及び手数料条例の一部改正）
- 2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成十九年三月十六日条例第二十二号）
この条例は、平成十九年六月二日から施行する。

附 則（平成二十一年三月六日条例第二十七号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年三月二十六日条例第十九号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年四月二十六日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同月一日から施行する。
（使用料及び手数料条例の一部改正）
- 2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成二十三年七月十五日条例第三十二号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表千葉県立柏の葉公園の項総合競技場利用料の目の改正規定及び次項の規定（使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）別表第二千葉県立都市公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十四号）に基づくものの項千葉県立柏の葉総合競技場等使用料の目の改正規定（同目中野球場の節の改正規定を除く。）に限る。）は、平成二十三年八月一日から施行する。
（使用料及び手数料条例の一部改正）

- 2 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成二十四年七月十三日条例第六十号）
この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十六日条例第六十四号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十八年三月二十五日条例第二十八号）
この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年十二月二十七日条例第六十二号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十三日条例第五号）
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十八日条例第六十一号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。（後略）

附 則（平成三十年十二月二十八日条例第六十三号）
この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月十五日条例第十二号）
この条例は、平成三十二年四月一日から施行する。

別表（第十四条の七第三項）

都市公	利用料	区分	単位	額の範囲
-----	-----	----	----	------

園の名称	金の名称						
千葉県立富津公園	水泳場利用料	専用使用	屋内プール	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用するとき。	午前九時から午後一時まで	二万八千二百三十円以内
						午後一時から午後五時まで	二万八千二百三十円以内
						午後五時から午後九時まで	三万三千八百七十円以内
						超過時間昼間一時間までごとに	七千四百円以内
						超過時間夜間一時間までごとに	八千四百六十円以内
					アマチュアスポーツ以外の催物に利用するとき。	午前九時から午後一時まで	五万五千八百二十円以内
						午後一時から午後五時まで	五万五千八百二十円以内
						午後五時から午後九時まで	六万七千七百八十円以内
						超過時間昼間一時間までごとに	一万四千百十円以内
						超過時間夜間一時間までごとに	一万六千九百三十円以内
		入場料を徴収し、又は営利を目的とする催物に利用する場合	午前九時から午後一時まで	二十八万二千五百十円以内			
			午後一時から午後五時まで	二十八万二千五百十円以内			
			午後五時から午後九時まで	三十三万九千十円以内			
			超過時間昼間一時間までごとに	七万六千二百円以内			
			超過時間夜間一時間までごとに	八万四千七百五十円以内			
		共同使用	屋外プール	一般	一人一日につき	千百九十円以内	
				高等学校の生徒	一人一日につき	八百五十円以内	
				小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒	一人一日につき	四百二十円以内	
				四歳以上の幼児	一人一日につき	百円以内	
				（摘要） 二十五人以上の団体が水泳場を利用する場合の水泳場利用料の額の範囲は、構成員一人一日につき、水泳場利用料の区分に応じ、表に定める額の範囲内において指定管理者が定める水泳場利用料の額の八			

			割に相当する額以内とする。		
	屋内プール	一般	普通利用料金	一人二時間以内	四百円以内
				超過時間一時間までごとに	百八十円以内
			回数利用料金	十一回分につき	四千円以内
		中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）及び高等学校の生徒	普通利用料金	一人二時間以内	二百二十円以内
				超過時間一時間までごとに	百十円以内
			回数利用料金	十一回分につき	二千二百円以内
		四歳以上の幼児及び小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童	普通利用料金	一人二時間以内	百三十円以内
				超過時間一時間までごとに	六十円以内
			回数利用料金	十一回分につき	千三百円以内
		<p>(摘要)</p> <p>二十五人以上の団体が水泳場を利用する場合の水泳場利用料の額の範囲は、構成員一人につき、水泳場利用料の区分に応じ、表に定める額の範囲内において指定管理者が定める水泳場利用料の額の八割に相当する額以内とする。</p>			
	更衣ロッカー利用料			一回につき	百円以内
	多目的運動広場利用料	専用使用		二時間までごとに	千四百九十円以内
	野外劇場利用料	専用使用		昼間一時間までごとに	千二百四十円以内
				夜間一時間までごとに	三千七百五十円以内
千葉県立館山運動公園	野球場利用料	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用するとき。	二時間までごとに	二千五百八十円以内
			アマチュアスポーツ以外の催物に利用するとき。	二時間までごとに	五千百八十円以内
		入場料を徴収し、又は営利を目的とする催物に利用する場合		二時間までごとに	五万九千九百十円以内
	庭球場利用料	競技場		一面につき一時間までごとに	六百五十円以内
照明設備			一面につき一時間	四百五十円以内	

					までごとに	内
多目的 運動場 利用料	専用使用				二時間までごとに	千二百四十円 以内
少年野 球場利 用料					二時間につき	千二百四十円 以内
					午前九時から 午後一時まで	千八百七十円 以内
					午後一時から 午後五時まで	二千二百五十 円以内
					午前九時から 午後五時まで	三千七百五十 円以内
体育館 利用料	専用使用	競技場	入場料を 徴収しな い場合	アマチュ アスポー ツに利用 するとき。	昼間二時間までご とに	三千二百十円 以内
					夜間二時間までご とに	三千八百六十 円以内
				アマチュ アスポー ツ以外の 催物に利 用する時 き。	午前九時から 午後一時まで	一万二千九百 二十円以内
					午後一時から 午後五時まで	一万二千九百 二十円以内
					午後五時から 午後九時まで	一万五千五百 十円以内
					超過時間昼間一時 間までごとに	三千二百十円 以内
					超過時間夜間一時 間までごとに	三千八百六十 円以内
			入場料を徴収し、又は 営利を目的とする催 物に利用する場合		午前九時から 午後一時まで	十二万九千四 百三十円以内
					午後一時から 午後五時まで	十二万九千四 百三十円以内
					午後五時から 午後九時まで	十五万五千三 百十円以内
					超過時間昼間一時 間までごとに	三万二千三百 四十円以内
					超過時間夜間一時 間までごとに	三万八千八百 十円以内
		トレーニ ング室	一般		午前九時から 午後一時まで	三千二百十円 以内
					午後一時から 午後五時まで	三千二百十円 以内
					午後五時から 午後九時まで	四千四十円以 内
					超過時間昼間一時 間までごとに	八百二十円以 内
					超過時間夜間一時 間までごとに	九百四十円以 内

		高等学校の生徒	午前九時から 午後一時まで	千七百二十円 以内		
			午後一時から 午後五時まで	千七百二十円 以内		
			午後五時から 午後九時まで	二千九十円以 内		
			超過時間昼間一時 間までごとに	四百八十円以 内		
			超過時間夜間一時 間までごとに	六百十円以内		
		大会議室	午前九時から 午後一時まで	千四百七十円 以内		
			午後一時から 午後五時まで	千四百七十円 以内		
			午後五時から 午後九時まで	千八百四十円 以内		
			超過時間昼間一時 間までごとに	三百六十円以 内		
			超過時間夜間一時 間までごとに	四百八十円以 内		
		小会議室	午前九時から 午後一時まで	四百八十円以 内		
			午後一時から 午後五時まで	四百八十円以 内		
			午後五時から 午後九時まで	六百十円以内		
			超過時間昼間一時 間までごとに	百十円以内		
			超過時間夜間一時 間までごとに	二百三十円以 内		
		共同使用	競技場	一般	一人一時間までご とに	百十円以内
				小学校（義務教育学校 の前期課程を含む。） の児童並びに中学校 （義務教育学校の後 期課程を含む。）及び 高等学校の生徒	一人一時間までご とに	五十円以内
			トレーニ ング室	一般	一人一時間までご とに	百十円以内
				高等学校の生徒	一人一時間までご とに	五十円以内
		設備使用	放送設備	一時間までごとに	三百六十円以 内	
ビデオ設備	一時間までごとに		三百六十円以 内			
千葉県 立青葉	駐車場 利用料	大型自動車及び中型自動車	一台一日一回につ き	二千四百円以 内		

の森公園		準中型自動車及び普通自動車	一台一日一回につき	一回の利用時間が四時間以内の場合	三百円以内
				一回の利用時間が四時間を超え八時間以内の場合	六百円以内
				超過時間一時間までごとに	百円以内
千葉県立幕張海浜公園	日本庭園利用料	一般	一人一日一回につき		百十円以内
		小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童並びに中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）及び高等学校の生徒	一人一日一回につき		五十円以内
	茶室利用料	広間	午前九時から 午前十二時まで		六千二百十円以内
			午後一時から 午後四時まで		六千二百十円以内
			午後六時から 午後九時まで		七千四百五十円以内
			午前九時から 午後四時まで		一万二千四百三十円以内
			午後一時から 午後九時まで		一万三千六百八十円以内
			午前九時から 午後九時まで		一万九千九百十円以内
		小間	午前九時から 午前十二時まで		三千九十円以内
			午後一時から 午後四時まで		三千九十円以内
			午後六時から 午後九時まで		三千七百元以内
			午前九時から 午後四時まで		六千百九十円以内
			午後一時から 午後九時まで		六千八百十円以内
			午前九時から 午後九時まで		九千九百二十円以内
		立札席	午前九時から 午前十二時まで		四千二百九十円以内
午後一時から 午後四時まで			四千二百九十円以内		
午後六時から 午後九時まで			五千百六十円以内		

						午前九時から 午後四時まで	八千六百十円 以内				
						午後一時から 午後九時まで	九千四百七十 円以内				
						午前九時から 午後九時まで	一万三千七百 八十円以内				
					附帯施設（茶庭）	午前九時から 午前十二時まで	二千九百八十 円以内				
						午後一時から 午後四時まで	二千九百八十 円以内				
						午前九時から 午後四時まで	五千九百七十 円以内				
	駐車場 利用料			大型自動車及び中型自動車		一台一日一回につ き	二千四百円以 内				
				準中型自動車及び普通自動車		一台一 日一回 につき	一回の利 用時間が 八時間以 内の場合 六百円以内				
						超過時間 一時間ま でごとに	百円以内				
千葉県 立柏の 葉公園	体育館 利用料	専用使用	競技場	入場料を 徴収しな い場合	アマチュ アスポー ツに利用 するとき。	昼間二時間までご とに	三千二百十円 以内				
						夜間二時間までご とに	三千八百六十 円以内				
						午前九時から 午後一時まで	一万二千九百 二十円以内				
						午後一時から 午後五時まで	一万二千九百 二十円以内				
						午後五時から 午後九時まで	一万五千五百 十円以内				
						超過時間昼間一時 間までごとに	三千二百十円 以内				
						超過時間夜間一時 間までごとに	三千八百六十 円以内				
						午前九時から 午後一時まで	十二万九千四 百三十円以内				
				午後一時から 午後五時まで	十二万九千四 百三十円以内						
				午後五時から 午後九時まで	十五万五千三 百十円以内						
				超過時間昼間一時 間までごとに	三万二千三百 四十円以内						
				超過時間夜間一時 間までごとに	三万八千八百 十円以内						
							トレーニング室	一般		午前九時から 午後一時まで	三千二百十円 以内
										午後一時から	三千二百十円

			午後五時まで	以内
			午後五時から 午後九時まで	四千四十円以 内
			超過時間昼間一時 間までごとに	八百二十円以 内
			超過時間夜間一時 間までごとに	九百四十円以 内
		高等学校の生徒	午前九時から 午後一時まで	千七百二十円 以内
			午後一時から 午後五時まで	千七百二十円 以内
			午後五時から 午後九時まで	二千九十円以 内
			超過時間昼間一時 間までごとに	四百八十円以 内
			超過時間夜間一時 間までごとに	六百十円以内
		会議室各室	午前九時から 午後一時まで	四百八十円以 内
			午後一時から 午後五時まで	四百八十円以 内
			午後五時から 午後九時まで	六百十円以内
			超過時間昼間一時 間までごとに	百十円以内
			超過時間夜間一時 間までごとに	二百三十円以 内
	共同使用	競技場	一般	一人一時間までご とに
			小学校（義務教育学校 の前期課程を含む。） の児童並びに中学校 （義務教育学校の後 期課程を含む。）及び 高等学校の生徒	一人一時間までご とに
				五十円以内
		トレーニング室	一般	一人一時間までご とに
			高等学校の生徒	一人一時間までご とに
				五十円以内
貸ボート利用料			一艘（そう）三十 分までごとに	三百二十円以 内
公園センター利用料	大会議室		午前九時から 午後一時まで	千四百七十円 以内
			午後一時から 午後五時まで	千四百七十円 以内
			超過時間一時間ま でごとに	三百六十円以 内

	小会議室				午前九時から 午後一時まで	四百八十円以 内	
					午後一時から 午後五時まで	四百八十円以 内	
					超過時間一時間ま でごとに	百十円以内	
茶室利 用料	広間				午前九時から 午前十二時まで	六千二百十円 以内	
					午後一時から 午後四時まで	六千二百十円 以内	
					午後六時から 午後九時まで	七千四百五十 円以内	
					午前九時から 午後四時まで	一万二千四百 三十円以内	
					午後一時から 午後九時まで	一万三千六百 八十円以内	
					午前九時から 午後九時まで	一万九千九百 十円以内	
					午前九時から 午前十二時まで	三千九十円以 内	
	小間				午後一時から 午後四時まで	三千九十円以 内	
					午後六時から 午後九時まで	三千七百円以 内	
					午前九時から 午後四時まで	六千百九十円 以内	
					午後一時から 午後九時まで	六千八百十円 以内	
					午前九時から 午後九時まで	九千九百二十 円以内	
					午前九時から 午前十二時まで	二千九百八十 円以内	
	附帯施設（茶庭）				午後一時から 午後四時まで	二千九百八十 円以内	
					午前九時から 午後四時まで	五千九百七十 円以内	
					午後四時まで		
	総合競 技場利 用料	競技場	専用使用 （営利を 目的とす る催物に 係るもの を除く。）	入場料を 徴収しな い場合	アマチュ アスポー ツに利用 するとき。 アマチュ アスポー ツ以外の 催物に利 用するとき。	昼間二時間までご とに	三千七百三十 円以内
						夜間二時間までご とに	四千四百八十 円以内
午前九時から 午後一時まで						一万五千元以 内	
午後一時から 午後五時まで						一万七千十円 以内	
午前九時から 午後五時まで						三万三十円以 内	
午後五時から 午後九時まで						一万八千円以 内	

				超過時間昼間一時間までごとに	三千七百四十円以内
				超過時間夜間一時間までごとに	四千四百九十円以内
		入場料を徴収する場合		午前九時から午後一時まで	十五万三千四十円以内
				午後一時から午後五時まで	十七万三千六十円以内
				午前九時から午後五時まで	三十万六千八十円以内
				午後五時から午後九時まで	十八万四千十円以内
				超過時間昼間一時間までごとに	三万七千五百七十円以内
				超過時間夜間一時間までごとに	四万五千百円以内
	共同使用		一般	一人一時間までごとに	七十円以内
			小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)の児童並びに中学校(義務教育学校の後期課程を含む。)及び高等学校の生徒	一人一時間までごとに	四十円以内
照明設備(営利を目的とする催物に専用使用する場合を除く。)	競技場の入場料を徴収しない場合	全部を点灯するとき。	一時間までごとに	一万四百七十円以内	
		二分の一を点灯するとき。	一時間までごとに	五千二百三十円以内	
		五分の一を点灯するとき。	一時間までごとに	二千八十円以内	
	競技場の入場料を徴収する場合	全部を点灯するとき。	一時間までごとに	十万四千七百五十円以内	
		二分の一を点灯するとき。	一時間までごとに	五万二千三百七十円以内	
		五分の一を点灯するとき。	一時間までごとに	二万九百五十円以内	
電光掲示板(営利を目的とする催物に専用使用する場合を除く。)			一時間までごとに	三千六百六十円以内	
庭球場利用料	競技場		一面につき一時間までごとに	六百五十円以内	
	照明設備		一面につき一時間までごとに	七百七十円以内	
野球場利用料	競技場(営利を目的とする催物に利用する場合を除く。)	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用するとき。	二時間までごとに	二千九百円以内
			アマチュアスポーツ以外の催物に利用するとき。	二時間までごとに	五千八百十円以内
		入場料を	アマチュアスポーツ	二時間までごとに	五千八百十円

		徴収する 場合	に利用するとき。 アマチュアスポーツ 以外の催物に利用す るとき。	二時間までごとに	以内 五万八千百五 十円以内	
		スコアボード（営利を目的とする催物に利 用する場合を除く。）		一試合につき	八百二十円以 内	
	駐車場 利用料	大型自動車及び中型自動車		一台一日一回につ き	二千四百円以 内	
		準中型自動車及び普通自動車		一台一 日一回 につ き	一回の利 用時間 が四時 間以内 の場合	三百円以内
					一回の利 用時間 が四時 間を 超え八 時間以 内の場 合	六百円以内
	超過時間 一時間 までご とに			百円以内		
千葉県 立北総 花の丘 公園	花と緑 の文化 館利用 料	会議室		午前九時から 午後一時まで	千百九十円以 内	
				午後一時から 午後五時まで	千百九十円以 内	
				超過時間一時間ま でごとに	二百八十円以 内	
千葉県 立長生 の森公 園	野球場 利用料	入場料を徴収しない 場合		アマチュアスポーツ に利用するとき。	二時間までごとに	二千九百円以 内
				アマチュアスポーツ 以外の催物に利用す るとき。	二時間までごとに	五千八百十円 以内
		入場料を徴収し、又は営利を目的とする催 物に利用する場合		二時間までごとに	五万八千百五 十円以内	

	スコアボード	一試合につき	八百二十円以内
庭球場 利用料		一面につき一時間 までごとに	六百五十円以内
ゲート ボール 場利用 料		一面につき二時間 までごとに	百円以内
多目的 広場利 用料	専用使用	二時間までごとに	千二百四十円 以内

(摘要)

- 一 昼間とは午前九時から午後五時までとし、夜間とは午後五時から午後九時までとする。
- 二 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車とは、それぞれ道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車をいう。
- 三 千葉県立館山運動公園体育館の競技場の二分の一、三分の一又は三分の二のみを専用使用する場合の利用料金の額の範囲はそれぞれ表に定める額の範囲内において指定管理者が定める額の二分の一、三分の一又は三分の二の額以内とし、同体育館の大会議室の三分の一又は三分の二のみを専用使用する場合の利用料金の額の範囲はそれぞれ表に定める額の範囲内において指定管理者が定める額の三分の一又は三分の二の額以内とする。
- 四 千葉県立柏の葉公園体育館の競技場の二分の一のみを専用使用する場合の利用料金の額の範囲は表に定める額の範囲内において指定管理者が定める額の二分の一の額以内とし、千葉県立柏の葉公園公園センターの大会議室の三分の一又は三分の二のみを利用する場合の利用料金の額の範囲はそれぞれ表に定める額の範囲内において指定管理者が定める額の三分の一又は三分の二の額以内とする。
- 五 千葉県立北総花の丘公園花と緑の文化館の会議室の二分の一のみを利用する場合の利用料金の額の範囲は、表に定める額の範囲内において指定管理者が定める額の二分の一の額以内とする。
- 六 千葉県立長生の森公園の野球場の入場料を徴収する場合でアマチュアスポーツに利用するときの利用料金の額の範囲は、入場料を徴収し、又は営利を目的とする催物に利用する場合の額の範囲内において指定管理者が定める額の十分の一の額以内とする。

追加〔平成一七年条例九六号〕、一部改正〔平成一九年条例二二号・二二年一九号・二三年三二号・二五年六四号・二八年二八号・六二号・三〇年六一号・六三号〕